

岡労発基 0407 第 5 号の 2
令和 8 年 4 月 7 日

関係団体の長 殿

岡山労働局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部
を改正する政令等（個人事業者等関係）の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別添 1 の令和 8 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 1 号により、令和 7 年 5 月 14 日に公布された労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）に関し、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 361 号。以下「整備政令」という。）が令和 7 年 10 月 31 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 3 号。以下「整備省令」という。）が令和 8 年 1 月 20 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 44 号。以下「整理告示」という。）が令和 8 年 2 月 20 日にそれぞれ公布され、いずれも令和 8 年 4 月 1 日に施行又は適用されるとの通知がありました。今回の通知は、改正法、整備政令、整備省令及び整理告示のうち、個人事業者等関係部分について、改正に係る趣旨及び考え方並びに措置義務主体が講ずべき具体的実施事項等を整理した施行通達となります。

つきましては、この施行通達についてご承知おき頂きますとともに、会員事業場等関係者に対して周知していただきますようお願いいたします。